

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax 092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## バラのあまーい香り

(30年ぶりの福岡市植物園)



福岡市立植物園に行きました。30年ぶりです。

バラの花が満開で、あまーい香りと5月のさわやかな風が爽快でした。

時間があれば、動物園にも立ち寄りたところでしたが、午前中だけの癒しタイムとなりました。



## 女性が働き続けること

北九州市の職業訓練校で医療事務講座を受講するみなさんにお話しする機会を得ました。

テーマは「女性が働き続けること」と題して、私が40年間、働いてきた中で「子どもが保育園に入れなくて困ったこと」や「残業などで遅くなる時は、友人や知人に



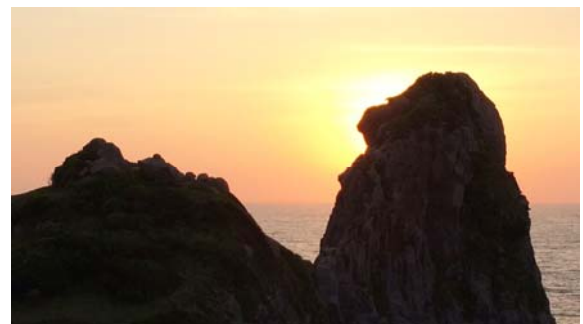
子どもを預ける」など多くの人に助けられ支えられて働き続けることが出来たこと」などを紹介し、苦労も多かったが、仕事を通じて相手に喜ばれる中で、働きがい、生きがいを感じ働き続けることが出来たことなどの経験をお話しました。

そして、今の時代は、育児休業制度もあり、延長保育や夜間・休日保育なども充実し、仕事と子育ての両立支援施策も拡充されてきていることを紹介し、いろんな活用できる制度も紹介しました。

また、これからの求職活動に生かしていただくために、仕事への取り組み方、進め方に関する「自己チェックリスト」を紹介し、自己点検を実施してもらいました。



## 連休は、今年も壱岐へ



壱岐の島の青い海と田植えが済んだ緑、そして何よりも、良かったのは、母と一緒に筒城浜や山崎などの海辺をドライブ出来たことです。

写真は、壱岐のサンセットポイント猿岩の夕日です。

## 法改正情報

育児休業給付率が  
67%へアップ!

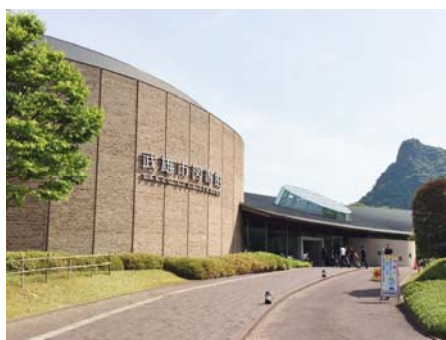
育児休業給付金は、平成26年4月1日以降に開始する育児休業から、育児休業給付の支給率が、休業開始前賃金の50%から、180日目までは67%へ引き上げられました。

平成26年3月31日までに開始された育児休業は、これまでどおり育児休業期間について、育児休業開始前の賃金の50%が支給されます。

尚、「パパ、ママ育休プラス制度」を利用して母親とともに父親も休業する場合、子どもが1歳2か月に達するまでの育児休業に対して、最大1年まで育児休業給付が、支給されます。



## 話題の武雄市立図書館



話題の武雄市立図書館にいきました。

到着した途端に、まずびっくりしたのが、入り口のスターバックスの看板です。

建物に一步入ると、1階はツタヤ書店そのもので、ツタヤのレジとスターバックスのコーヒールームが目立ち、隅っこに絵本コーナーを兼ねたキッズルームがあり、2階から上は、天井まで本がありますが、とても手に取ることはできません。

読書ルームは、シーンと静まりかえり図書館の雰囲気がありました。

特に本を借りる予定もなかったのですが、屋外テラスでコーヒータイムとなりました。

平日の午後ということもあったのかもしれませんが、子ども連れやお年寄りの姿を見なかったのがちょっと気になりました。

## 賃金の支払い方

## Q&amp;A

Q: 賃金の支払い方には、決まりがありますか?

A: 賃金は、全額確実に労働者に渡るように、支払い方には、①現金で、②直接本人に（代理人や親権者等に支払うことはできません。）③全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて支払わなければならないと、5つの原則があります。

Q: 銀行振り込みの方法が多いと思いますが、ダメなのですか?

A: 労働者の同意を得た場合は、銀行振り込み等の方法によることが出来ますし、所得税や社会保険料など法令で定められているものの控除が認められるなど、原則には、いくつかの例外規程があります。

## あとがき

通信16号が出来上がりました。

壱岐からの帰り立ち寄った唐津城の大藤はもう時期を過ぎていました。

毎回「楽しみにしているよ」「頑張ってるね」と声を掛けて頂くので、休刊にするわけにはいきません。紙面を通じて多くの方とつながっていることが嬉しいです。



## 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

